

令和３年度 下半期 四国中央市水道事業 業務状況説明書

令和３年１０月 １日から

令和４年 ３月３１日まで

四国中央市水道局

目 次

令和3年度下半期（令和3年10月1日～令和4年3月31日）の業務の状況

1	事業の概況	1
2	経理の状況	1
	予算の執行状況	1
	(1) 収益的収入及び支出	1
	(2) 資本的収入及び支出	1

予算の概要及び事業の経営方針

3	予算の概要及び事業の経営方針	2
---	----------------------	---

1 事業の概況

給 水 件 数 44,202 件 (令和 4 年 3 月 31 日現在)

年間総給水量 11,061,846 m³

1 日平均給水量 30,306 m³

主な建設改良事業（消費税込み）

中田井配水池系耐震配水本管布設工事（第 16 工区）139,546,000 円

中田井配水池系配水本管契川推進工事 71,678,000 円

土居地域上水道整備工事	41,580,000 円
-------------	--------------

2 経理の状況

予算の執行状況

(1) 収益的収入及び支出

科目	予算額 (A) 円	執行済額 (B) 円	執行率 (B/A) %
営業収益	1,955,196,000	1,967,037,730	100.6
うち給水収益	1,928,850,000	1,938,685,030	100.5
営業外収益	346,274,000	351,641,568	101.6
特別利益	30,000	0	0.0
収入合計	2,301,500,000	2,318,679,298	100.7
営業費用	2,010,773,000	1,883,746,381	93.7
営業外費用	227,168,000	215,152,075	94.7
特別損失	480,000	5,040	1.1
予備費	4,579,000	0	0.0
支出合計	2,243,000,000	2,098,903,496	93.6

(2) 資本的収入及び支出

科目	予算額 (A) 円	執行済額 (B) 円	執行率 (B/A) %
補助金	71,486,000	82,469,000	115.4
企業債	680,000,000	506,100,000	74.4
負担金	283,594,000	283,593,347	100.0
工事負担金	6,344,000	5,780,397	91.1
固定資産売却代金	1,176,000	0	0.0
収入合計	1,042,600,000	877,942,744	84.2
建設改良費	1,113,381,000	901,279,257	80.9
企業債償還金	678,220,000	678,197,100	100.0
負担金	1,560,000	1,550,263	99.4
予備費	5,739,000	0	0.0
支出合計	1,798,900,000	1,581,026,620	87.9

3 予算の概要及び事業の経営方針

(総則)

第1条 令和4年度四国中央市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| (1) 給水件数 | 44,223 件 |
| (2) 年間総給水量 | 11,203,000 m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 30,693 m ³ |
| (4) 主な建設改良事業 | |
| ア 中田井配水池系耐震配水本管布設工事 | |
| イ 中田井配水池系東部地区配水本管布設工事 | |
| ウ 土居地域上水道整備工事 | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	2,301,100 千円
第1項 営業収益	1,946,066 千円
第2項 営業外収益	355,004 千円
第3項 特別利益	30 千円

支 出

第1款 水道事業費用	2,233,000 千円
第1項 営業費用	2,006,457 千円
第2項 営業外費用	221,520 千円
第3項 特別損失	480 千円
第4項 予備費	4,543 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 820,000 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 106,025 千円及び過年度分損益勘定留保資金 713,975 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	915,500 千円
第1項 補助金	74,000 千円
第2項 企業債	685,000 千円
第3項 負担金	147,937 千円
第4項 工事負担金	8,000 千円
第5項 固定資産売却代金	563 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,735,500 千円
第1項 建設改良費	1,169,923 千円
第2項 企業債償還金	557,920 千円

第3項 負担金	1,580 千円
第4項 予備費	6,077 千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中田井浄水場等更新整備・運営事業 モニタリング支援業務（その3）	令和4年度から 令和7年度まで	18,000 千円に物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税額を加算した額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	千円 685,000	証書借入又は証券発行。	年5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利債への借換えをすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 242,558 千円

(2) 交 際 費 10 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、66,323 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、25,000 千円と定める。